

教職員の処分発令について

下記のとおり、教職員の懲戒処分を発令しましたので報告します。

記

被処分者	(1)氏名 (2)所属 京都市立下京中学校 (3)年齢・性別 31歳・男性 (4)職名 教諭
処分発令日	令和5年6月15日
処分内容	停職（3月間）
事案概要等	被処分者は、令和5年5月9日に他校生徒の遺失物の財布（財布含む1万円相当）を、金品を使用する意図を持ったうえで校内から持ち出し、実際に使用することはなかったが、財布ごとコンビニエンスストアのゴミ箱に廃棄した。その後、学校における財布捜索の際、当該生徒の保護者や管理職からの問合せに対し、虚偽の返答を行った。
備考	懲戒処分発令と同日付けで被処分者の依願退職を承認した。